

行政手続法に基づく「行政指導の中止等の求め」の申出書

(申出日) 令和3年3月25日

内閣府 内閣総理大臣 菅 義偉 殿

同官房長官 加藤 勝信 殿

同厚生労働大臣 田村 憲久 殿 同副大臣 三原 じゅん子 殿 山本 博司 殿

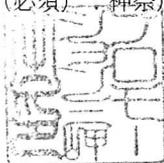
同事務次官 山崎 重孝 殿 同審議官 別府 充彦 殿 田和 宏 殿 同大臣官房長 大塚 幸寛 殿

申出者氏名・名称(必須) : 三岬 浩遵 (本名 千葉 学)

住所・居所(必須) : 神奈川県座間市 XXXXXXXXXX プロモーションミサキ

電話番号 : 090-2234-5054

メールアドレス : misakihironob@i.softbank.jp



下記のとおり法令に違反する行為の是正を求める行政指導がその根拠とする法律の条項に規定する要件に適合しないと思料するため、行政手続法第36条の2の規定に基づき、行政指導の中止その他必要な措置を求めます。

記

1. 行政指導の内容(必須)

【感染症蔓延防止の為の、マスクの着用要請、ソーシャルディスタンス(三密の回避)の要請、外出自粛要請、経済自粛要請、PCR検査推進、ワクチン接種の勧奨】

2. 行政指導がその根拠とする法律の条項(必須)

【平成二十四年法律第三十一号 新型インフルエンザ等対策特別措置法】

3. 行政指導がその根拠とする法律の条項に規定する要件(必須)

【第一章第一条(目的)の条項による】

4. 行政指導がその根拠とする法律の条項に規定する要件に適合しないと思料する理由(必須)

【地球上に新型コロナウイルスの単離標本が不存在であること及びその病原性が証明されていないので我が国が対応策すべき目的の、事実 根拠 証拠が無い。】

別紙参照 : 新型コロナウイルス感染症に関する行政指導の中止の求め及びその科学的根拠と根拠法令及び以後の手続きの流れについての通告 に全趣旨記載。

5. その他参考となる事項

資料 : 厚生労働省発健1221第4号、国会や地方議会での不存在の答弁記録、新型コロナ不存在を解説した prettyworld のブログ(2020/12/25 16:48)、【最重要】塩基配列データを蓄積・提供している世界最高権威の米国生物学情報センター(NCBI)の公共の塩基配列(遺伝情報=ゲノム)データベース【genbank ゲノムバンク】に国立感染症研究所が登録を自ら取り下げた過去ログ(Record removed=登録記録削除) 過去現在、地球上どこにも新型コロナウイルス存在を証明する証拠は無いことを示す。

<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/nuccore/LC521925.1?report=genbank>

6. 行政庁は申出日より起算し7日以内(令和3年3月31日迄)に必要な調査をし、行政指導中止の可否の回答とその理由、行政指導中止の場合は善後策を申出者本人及び法定代理人に文書で、直接面会にて手渡しの提示と、国民への広報を行ってください。